

〔1番 佐藤克成 登壇〕

○1番（佐藤克成）

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、事前通告どおり質問させていただきます。やはり人生2回目の一般質問に立ちましても足元が震えておりますので、頑張りたいと思います。

まず1点目、救命救急体制について4点ご質問させていただきます。1点目、不要不急の119番通報について。2点目、搬送人員が上昇傾向の中で、その対策について。3点目、乳幼児搬送に対応した設備や訓練について。4点目、学校給食における窒息事故の防止について。

消防庁が公表した令和5年の全国の救急車の出動件数の速報値によると、救急車の出動件数や搬送人数がともに過去最多を更新しました。年齢区分別では高齢者が6割強となっており、次いで成人が3割強、乳幼児が4%弱となっています。要因として高齢化の進展が挙げられます。また、年々猛暑により熱中症患者も増えており、季節的な要因による増加も救急体制を逼迫させています。加えて、新型コロナウイルス感染症の流行を経験し、人々が体調の変化に敏感になり、不安から救急車を呼ぶハードルが下がっていると言われ、コロナ禍前と比べて出動件数はより上昇傾向を見せています。傷病程度別の搬送人数を見ますと、入院の必要のない軽症の場合が5割弱もあります。このままでは重症者や重篤な人を搬送できなくなる事態に陥りかねないとも言われています。飛騨市は高齢化率が40%を超え、高齢夫婦世帯、高齢単身世帯の利用も増えていくと考えられますので、飛騨市の救命救急体制の現状についてお伺いします。

1点目、不要不急の119番通報について。東京消防庁によりますと、緊急性の低い通報が全体の2割を占めています。NHKの番組で「エマージェンシーコール～緊急通報指令室～」というものがあります。24時間365日、どんなときも応答してくれる緊急通報の指令室にカメラが密着する番組ですが、見ていますと急病人の発生から助けを求める通報内容ばかりではなく、緊急性のない、そもそも消防で対応すべきことではない通報もありました。こうした状況は都市部に限った話なのか、それとも飛騨市においても一定割合あることなのかお伺いします。また、緊急性の低い通報に対してどのように対応していくのかお伺いします。

2点目、搬送人員が上昇傾向の中で、その対策について。全国1年間に救急車で搬送された人が600万人を超え、20人に1人が搬送されている計算で、現場到着までの所要時間が令和4年には平均で10分を超えました。また、入院の必要のない軽症の場合が5割弱あり、原則全て搬送するという対応では将来的に緊急度が高い重症者を搬送できなくなることも予想されます。また、限られた職員の中で現場が疲弊していくのもよくありません。消防庁が全国の消防本部に行ったアンケート調査において、救急現場で実施される緊急度判定は医療機関を選ぶために実施した事例が最も多く、搬送する必要があるかどうかを判断する目的で活用したという消防本部は少なかったという結果があります。搬送を見送らない理由として「説明に時間がかかり、現場滞在の時間の短縮につながらない。」、「同意を得るのが困難。」などが挙げられています。緊急度の高い、本当に必要な人が行政サービスを受けられる体制を維持していくために、まずは救急現場の実情を広く飛騨市民に知っていただき理解を得ることも必要だと思います。そこで飛騨市の救急救命の現状と対策をお伺いします。

3点目、乳幼児搬送に対応した設備や訓練について。ほかの自治体では乳幼児の搬送を見送っ

た結果、その後重症化し、重篤な状態に陥ったケースがありました。乳幼児は自分の体調の異変を説明できず、両親の説明やデータから状態を確認する必要があります。幼い子供ならではの対処の難しさがあります。高齢者に比べると、救急隊が幼い子供の重症事案を経験したり学んだりする機会が少ないのが現状だと思います。飛騨市の場合、子供のサイズに合わせた器具が救急車に整備されているのか、小児救急において救急隊が適切な評価と処置を行えるように訓練を行ったり、対応を学ぶ講習を受けたりされているのかお伺いします。

4点目、学校給食における窒息事故の防止について。今年、福岡県内の小学校で1年生の児童が給食を喉に詰まらせて死亡する事故を受けて、文部科学省から各都道府県教育委員会等宛てに「学校給食における窒息事故の防止について」の緊急の通知が出される事態となりました。窒息事故が起きた場合はすぐに119番通報をし、救急隊が到着するまでの間は教職員が詰まらせたものを除去するように試みる必要があります。いつでも教職員が窒息事故への対応を取れるようになっているのか、また、窒息事故が起きた場合、どのような方法で除却を試みるようになっているのか、飛騨市の学校給食の事故防止への取り組みをお伺いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

まず初めに、4点目の給食における窒息事故の防止についてお答えいたします。万が一事故が発生した場合の対応については、各学校において毎年、年度の初めの職員会で「危機管理マニュアル」をもとに事故・けがの救命救急対応や「食に関する指導の手引き」で初動体制を確認しています。緊急対応時の職員の動きについては、フローチャートに分かりやすくまとめてあるものを職員室に掲示するなど、事故発生時に迅速に対応する体制を整えております。また、このマニュアルについては毎年見直しを行い、適切なものにしていきます。

喉につまったものの除去方法については、食に関する指導の手引きの「給食の時間における窒息事故防止」に、背部叩打法と腹部突き上げ法が図式化して掲載・説明されております。2月の福岡県での事故を受けて、改めて職員会などで2つの除去方法の実演をするなど、全校の教職員で確認を済ませ、有事に備えています。また、今年度も救命救急講習の際に消防署員から実技指導をしてもらうように計画しております。

給食中の窒息事故の対応としては、事故発生時の適切な対応に加えて、未然に防止する児童生徒への指導が大切と考えておりますので、日頃から児童生徒に対して「食べやすい大きさにする」、「よく噛んで食べる」、「急がずゆっくり食べる」ことを指導しております。また、給食の際は学級担任等が注意深く児童生徒の様子を見届けています。こうした安全指導によって教職員が子供の命を守るとともに、児童生徒自身が自分の命は自分で守るという意識を高め、行動を身につけています。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔消防長 堀田丈二郎 登壇〕

## □消防長（堀田丈二郎）

答弁に先立ち、初めに飛騨市の救急の特徴について、全国の救急と比較して説明させていただきます。全国と同じ傾向を示しているものとして救急出動の増加がありまして、令和4年、令和5年と2年連続で過去最高の出動件数を更新しています。具体的な数字としまして、平成26年から令和5年まで、過去10年間の平均した年間救急出動件数は1,090件ですが、令和4年は1,204件、令和5年は1,269件と大きく増加しております。総務省消防庁では、議員ご指摘のとおり救急出動増加の原因の1つとして不用不急の救急要請も一定数あることから、救急車の適正利用をPRしているところです。

一方、全国平均では救急搬送された方の5割近くの軽症者に対し、飛騨市では軽症者は29%と少なく、残りの71%は入院を要する中等症以上ということで、救急車は適正利用されていると認識しております。むしろ、近所の目を気にする、様子を見る、我慢するなど救急車を呼ぶことに躊躇する傾向が見られ、例えば昨年古川消防署の救急出動729件のうち102件が救急車を発生した現場へ呼ばず、ご家族や関係者が消防署へ車で患者を連れて来て、そこから救急車で病院搬送する、いわゆる駆け込み救急であったり、飛騨市民病院から県内外の専門病院に転院搬送された事例155件のうち、およそ半数がご自宅や職場で発症後に救急車を利用せず、ご家族など関係者が病院へ連れていく、いわゆるウオークイン患者であるのが現状です。患者の状態悪化を防ぐ、予後をよくするという意味で躊躇なく救急車を呼んでほしい、全国とは違う傾向があるということ前置きした上で答弁させていただきます。

まず1点目、不要不急の119番通報についてですが、過去5年間で緊急性がないと判断した事例はありませんでした。一方、火災救急など緊急通報以外の問い合わせなどが119番通報で来た場合は、一般加入電話に切り替えるようしています。

続きまして、搬送人員が上昇傾向の中での対策についてお答えします。緊急度判定は、全国の救急隊と同じように搬送する医療機関選定のために実施しますが、搬送するか否かを判断したことはありません。理由は、そもそも救急車は適正利用されており、都市部であるような救急車で行く優先的に診てもらえるからなどといった不要不急な救急要請はないからです。

また、救急出動が増加している中での対策についてですが、飛騨市は管轄面積が広く、集落も点在し、かつ、病院まで搬送時間も長いことから人口約2万2,000人に対し5台の救急車を配備しており、これは人口4,400人に対し1台の割合となります。一方、全国平均では令和5年4月1日現在で救急車はおよそ人口1万9,000人当たり1台の割合であり、飛騨市は人口比で救急車を多く配置していることから、救急件数は増加しているものの現状の体制で維持できております。もう1点付け加えれば、搬送する医療機関は高山赤十字病院、久美愛厚生病院、飛騨市民病院が主な病院ですが、いずれの病院も救急体制のとりでとして献身的に受け入れ態勢を整えていただいております。一時的に応需できない場合があっても、お互いを補完する連携協力体制も取られており、救急受け入れ困難事例も発生していません。

続きまして、乳幼児搬送に対応した設備や訓練についてお答えします。議員ご指摘のとおり、乳幼児搬送は救急事案も少なく、乳幼児本人から自分の状態を聞き取ることが難しいため、両親からの説明が主な情報源となります。医療の世界では「小児は成人のミニチュアではない」と言われており、成人と同じ対応はできないという標準的な考えがあります。例えば、意識状態の評

価でジャパン・コマ・スケールやグラスゴー・コマ・スケールなどを用いますが、評価の内容が小児と成人では違っています。また、バイタルサインといわれる呼吸や脈拍、血圧などの標準値も小児では発育段階、年齢ごとに違うことから、救急隊員はバイタルカードを携行し、測定したバイタルサインが正常値であるかを判断しています。そして、これらの用語は医療機関との共通言語として使用されています。さらに消防、病院間で定期的な勉強会や過去の症例に対する検討会を実施しており、乳幼児蘇生や小児外傷も標準的な活動ができるよう勉強会などにも参加しています。

小児に対する医療資機材につきましては、前述しましたバイタルサインを計測するための血圧計や血液の中の酸素量を計測する機材、また、呼吸や心臓が停止した際に使用するAEDパットや、空気の通り道を確認して肺に酸素を送るためのチューブなど、小児用の資器材も取り揃えております。

救急対応の概念としまして、アンダートリアージ、これは患者の状態を我々が過少評価することですが、アンダートリアージを10%以下とするために、50%のオーバートリアージを容認するというものがあります。特に自分の訴えを言葉にできない乳幼児に対しては、状態を過大評価、要は観察して判断した以上に重症だと見立て、対応するようしております。

〔消防長 堀田丈二郎 着席〕

#### ○1番（佐藤克成）

ご丁寧な答弁ありがとうございました。まず、学校給食の窒息事故防止について、危機対応マニュアルなどフローチャートを職員室に掲示するなど、職員への周知徹底がされていること、また、実践訓練も実施されているということで安心することができました。実際数は少ないとは思いますが、主に誤って喉を詰まらせてしまうというのは小学校低学年の1年生、2年生の頃で、歯の生え変わりの時期で上手くそしゃくをできずに、そのまま食べ物を飲み込むような形で食べてしまうというのが大きな原因だと言われております。自分の命は自分で守るという中で、食べやすい大きさだったり、そういった工夫をして食べるように指導が行われているということでもありますけれども、やはり低学年の1年生、2年生ですとそこまで理解することができずに、給食時間も決められた時間で、半ばかきこんで給食を済ませるというような実態も聞き及んでおりますので、実際には教職員が目配りが行き届かない中で事故が起きてしまうということがあるかと思えます。そこで実際に教職員の方が対応を取れるような体制になっているということですので、引き続き教職員の方にはご対応いただきたいと思えます。

1点懸念がありますのは、教職員の方は県の職員ということで、市は学校の施設の設置者ということでその責任が県の職員なのか、市のほうの責任なのかというところが事故が起きた場合に問題になってしまう場合があると思うんですけれども、事前にその事故を防止するということが大事になってきますので、市としても教職員への服務監督指導ですかね、そういったことを気をつけるように今後も引き続き対応いただければと思います。

続きまして、飛騨市の救命救急体制についてのご答弁をいただきました。自分が問題意識を持っている以上に飛騨市は救急車の適正利用が図られているということで、乳幼児の搬送において搬送が見送られた結果重症化してしまった案件というのは、保護者の同意が得られて結果搬送をしなかったということで、その後自分で駆け込み救急ということで病院を受診された結果、その

間に重症化してしまったということなんですけれども、飛騨市の場合は緊急性のない出勤ということで搬送が見送られた件がなかったということで、不搬送によって乳幼児が重症化してしまうような体制もないですし、小児救急に対する対応も取れているということで安心しました。

では次の質問に移らせていただきます。2点目、地域活性化人材育成支援事業について質問させていただきます。①事業の目的と広報活動について。②2校が指定大学になっているが、その理由は。③事業の申請状況と学生の卒業後の進路について。④地元で就職する学生の支援について。

新年度が始まり、もう6月も終わろうとしています、高校3年生は真剣に進路を考えている時期かと思えます。飛騨市には地域課題解決能力の習得を目的として指定大学の指定学科へ市内就職の意向をもって就学する方に対し年額25万円を給付する支援制度があります。高校3年生にはぜひ知ってもらいたい事業になります。少子高齢化によって引き起こされる様々な課題に直面する飛騨市において、持続可能な社会を展望しつつ、よりよい地域社会の構築を实践できる人材を育成することは非常に望まれることです。そこで当該事業についてお伺いしたいと思います。

①事業の目的と広報活動について。大学進学を機に地元飛騨市を離れ、そのまま大学の所在する地域や都市部への就職を希望する学生が多い中で、少しでも地元を目を向けてもらおうと支援していく姿勢を前面に出していくことは必要だと思います。年額25万円と決して低くはない金額が提示されており、昨今の物価上昇により仕送りする親の負担や生活費、学費などが上昇する中で、他の奨学金制度と性格の異なる純粋なインセンティブを与える施策だというのが感想です。一方で、進学を考えている学生やその保護者にどの程度知られているのか、支援事業を用意した飛騨市の意図が十分伝わっているのか、どのように学生らへ周知、働きかけを行っているのかお伺いします。

②2校が指定大学になっているが、その理由は。3月定例会の予算特別委員会で少し質問をさせていただきましたが、指定校に2校が指定された経緯をお伺いします。2つの大学学部のホームページを見ますと、地域社会というテーマに主眼を置き、地域課題の発見と解決ができる人材を育成することを目的にしていることが分かります。大正大学の学生のインタビュー記事では、地域課題の実践学習としてフードロス削減と地域の特産品を結びつけるというテーマのもと、飛騨市とコラボレーションをしたスムージーの企画、販売をした学生の紹介がありました。飛騨市と指定大学2校とは連携があるというお話をお聞きしましたが、具体的に教えていただけますでしょうか。

③事業の申請状況と学生の卒業後の進路について。指定大学指定学部の就職先を見ますと、公務員や地元企業への就職割合が大きく、過去数年間の就職先として飛騨市役所などは見当たりませんでした。支援事業に手を挙げた学生の数と市内就職の見通しについて教えてください。

④地元で就職する学生の支援について。地域活性化人材育成支援事業に当てはまらず、それでも市内就職を視野に自分の興味関心分野について学び、志望する大学がほかにある学生もいるかと思えますが、そういう学生にも支援が広がるように検討されないでしょうか。また、高校を卒業して地元企業に就職する人に対してどのような支援、応援がされているのかお伺いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

飛騨市地域活性化人材確保対策事業についてのお尋ねでございます。まず、この事業の目的についてご説明いたします。この事業は、市の地域課題解決と地域活性化に取り組むことができる人材の確保、高等教育機関による専門的知識を得た学生の市内定住及び市内就業につなげることを目的に令和2年度より実施しております。市においては、飛騨市学園構想に基づき、保育園から高校までを1つの学園とみなし、小中学校においては地域学校協働本部と連携し、また、高校においては独自の取り組みにより地域連携型の課題解決能力の育成を目指す探求学習を推進しております。一方で、高校卒業後の大学生の期間にその力を伸ばしていくことが課題となりますけれども、飛騨市には現在大学がありません。そこで、市として同様の教育方針を取る大学と密接に連携し、飛騨市で学んだ生徒を送り出し、課題解決能力に磨きをかけてもらいたいと考え、本事業を実施するに至ったところです。

具体的な連携に当たっては、しっかりとした指導陣のもとで課題解決型の教育プログラムが行われている大学であることが不可欠であり、加えて、この分野においては地域でのフィールドワークが重要であることから、その場所として人口減少先進地、課題先進地であるこの飛騨市を選んでいただけることも重視しております。

このように、本事業は単なる奨学制度ではなく、学生の教育を通じた大学と市との連携事業であることに特徴があります。したがって、現在、地方創生やまちづくりを教育の特色とする大学が増えておりますけれども、連携先はどの大学でもいいというわけではなく、こうした市の狙いを理解し共感してくださり、実際に学生の交流を行っていただける大学を対象にしているところです。これまで2名の市出身学生が本制度を活用しておりますが、現在のところ市内の高校に在学中の生徒やその保護者に対する周知までは行っておりません。今後は、本制度が経済的支援を目的とした奨学金の性質ではなくて、地域課題解決の人材確保策であることを理解いただきながら、高校連携の中でも広く制度の周知を図ってまいりたいと考えています。

次に、2点目の本制度の指定大学となる大正大学、岐阜大学との連携についてのお尋ねです。先ほど申し上げましたように、連携先の大学はしっかりとした課題解決型教育を行っていることはもちろん、市の目的を理解し、共感し、実際の学生の交流を行っていただける大学である必要があります。この点において、大正大学については吉城高校の地域連携によるYCKプロジェクトにおいて、同大学の浦崎太郎教授からご指導をいただいた当時の生徒が浦崎教授を慕って入学し、大正大学との連携協定を締結してはどうかとの提案をし、大学と市との橋渡し役になってくれたことがきっかけで締結に至りました。岐阜大学との連携については、県内の大学ということもありまして、連携協定を締結する以前よりさまざまな市の地域振興事業においてご協力をいただいております。その信頼関係の中で、大学が地域と協働した人材の育成や地域社会が抱える課題の解決に貢献することを目標に掲げており、市の考えと一致することから協定を締結したものです。

大正大学との具体的な連携の取り組みといたしましては、学生がフィールドワークとして1週間程度滞在し、飛騨市の特徴的な政策や政策形成プロセスなどを学び、学生視点からの新たな政策の提言などをいただいております。岐阜大学との連携の取り組みにつきましては、学生たちが宮

川町種蔵地区における環境保全活動や魅力発信に取り組んでいるほか、市長インターンシップへの参加による地域課題解決手法の学びの実践なども行われております。また、連携事業を主導されている高木朗義教授には、市の総合政策審議会の会長として市の政策形成にも深く関与いただいているほか、専門の防災などでご指導もいただいているところです。

次に、3点目の申請状況や卒業後の進路についてですが、今までに支援制度を利用した学生は2名で、昨年度大学を卒業していらっしゃいます。2名とも市内での就職には至っておりませんが、飛騨市の地域課題解決に取り組みたいという意思は強く持っておられ、支援制度の条件である卒業後3年以内に市へ転入し、転入後1年以内に就職もしくは起業することを目指して社会経験を積みながら頑張っているとお聞きしています。また、連携先大学から市役所に就職を決めた学生はおりませんが、飛騨市というフィールドで学んだ経験を生かし、各地の企業、自治体等で活躍してくれているものと考えております。

4点目の地元就職する学生への支援について、私からは前段の本支援事業に当てはまらない学生への支援拡大についてお答えします。ここまでご説明いたしましたように、本事業はあくまでも課題解決能力の育成について市と志を同じくして連携していただけることが不可欠でありますので、具体的に該当する大学がありましたら指定大学として連携してまいりたいと考えております。また、他の地元就職者については、商工観光部所管の支援策や医療・福祉や農林業等、個別の人材確保支援策を使っただきたいと考えております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは高校を卒業して地元企業に就職する人に対してどのような支援、応援がなされているのかについてお答えいたします。現在、飛騨市においては、飛騨市就職奨励金制度にて市内企業に就職された方へ7万円を交付する支援を実施するとともに、飛騨市経済連合会との共催で「地元就職者歓迎のつどい」を開催し、社会人としてのマナー講習やカードゲーム等を通じて就職者同士が交流できる場を設けております。また、高校生自身が興味や関心を示し自分に合った職業を選択できるよう、就職情報誌「ANKININARU」を製作し、市内の高校生や市外の高校への配布を行っております。さらに年4回高山市で開催される「飛騨・高山合同企業説明会」への積極的な参加呼びかけを高校を通じて行っておりますし、令和5年度からは市内企業による高校説明会や、市外の高校を招いたバスツアーによる企業見学会を実施しております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○1番（佐藤克成）

飛騨市の奨学金事業は、経済的な理由で進学を諦めることがないように対するものですが、あとは医師、看護師、福祉人材、そういったどうしても地域に必要な人材を確保するための奨学金制度がありますが、それ以外に目立った奨学金制度がない中で、この事業が目につきましたので質問させていただきました。

先ほど住田議員の一般質問の中でありましたけれども、飛騨市は社会減ということで、人口の

移動に伴って県外に人口が流出してしまう。とりわけ今大学の進学率が50%、全国平均ですと60%を超えておりますが、やはり進学される学生を何とか地元に着させるといったことが必要になってくるかと思えます。飛騨市の場合は小学生、中学生はもちろん、高校に至っても市内の高校と提携して地域課題だとか、自己探求型の課題解決カリキュラムを通して地域との交流をしていただいているところだと思えますけれども、やはり進学に伴って地元を離れてしまいますと、その次は就職ということで、次のステージでどこで活躍するかなということ、現実問題なかなか地元で思いをはせる機会が少なくなってくるかと思えます。そこで、この地域活性化人材支援事業というのは在学期間中に年25万円を給付するものでございます。給付いただけるのはもちろんなんですけれども、市内就職の意向を持っておられるということですので、あらかじめ多くの学生にこういう制度があるということを知り、積極的に活用した上で進学していただければ飛騨市にとってもメリットがあるのかなと思えました。現在2名の方が活用されて、卒業された方もいらっしゃるという中で、まだ現実飛騨市内の就職には至っていないということですが、今後どのようにこの事業を周知徹底されていくのかお伺いできればと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

先ほどちょっと答弁の中でも触れさせていただきましたけれども、制度の始まりの仕組みのところ、大学へ進学した後にその学校に在籍する生徒からの関係があったりして、その大学においてはそういうアプローチをさせていただいておりましたけれども、残念ながら今まで高校というところがなかったと。しかしながら、私どもの企画部はちょうど高校連携もやっておる部署でございますので、せっかく今2つの大学をこういうふうに指定をさせていただいておりますので、早速その辺りは周知させていただきたいと思えます。

加えまして、3月に申し上げたかもしれませんが、飛騨市をフィールドとして課題解決能力の磨きをかけたいといったような同じ志を持ったほかの大学がもしあれば、そこにもお声がけをしていくとか、そういったことはしていきたいと考えております。

○1番（佐藤克成）

大学としても自治体と連携をして各地域の課題解決を通して学生の教育に生かすということで、各大学が様々な自治体と連携を模索されているという実態があります。今回の活用についてはたまたま縁があった2校の大学ということでございますが、今後、縁があればという話になりますと、現状は2名の利用者数ということで伸び悩むことが想定されるんですけども、必ず今ある2校の大学、決して悪いことではないんですけども、大正大学ですと飛騨市にかかわらず各地域とのネットワークを生かして各自治体と幅広く連携をされております。岐阜大学に至っては岐阜県内の大学で日頃から交流があるということで分かるんですけど、大学はその2校にかかわらずたくさんございまして、各大学がそれぞれフィールドワークということで地方の自治体との連携も行われております。ですので、課題解決型カリキュラムがあるかどうかというところの確認が大事だと思うんですけども、少なからずどの大学に進学したとしても、大学というのは知の探求を通して社会課題を解決する場ですので、地域の課題にかかわらず社会問題を解決するように見聞を広めたりだとか学んだりする場だと思えますので、まずは大学の指定校の枠を一

気に広げるということを進めていくというお考えはないでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

最後のところがちょっと聞き取れなかったのですが、一気に広めていくということによかったですか。（佐藤議員「そうです。」と呼ぶ）この制度に関して制度設計につきましては、広く様々な大学に対して今飛騨市はこういうことをやっているので連携しましょうというやり方は取りづらいかと考えております。やはり具体的な連携関係がきっちりできるかなというところの見極めも多分必要だと思われまして、そういう意味では、例えばですけれども一番近い富山大学とかは非常にいろいろなところで連携をさせていただいております。もしかするとそういったところにアプローチながら、きちんと双方に意思確認をしながら進めていくというやり方が適切なのではないかなというふうに現時点では考えております。

○1番（佐藤克成）

一旦大学へ進学しますと様々な大学でいろいろな学問を探求されると思うんですけれども、例えばゼミ活動というものがあります。夏季休業ですとか大学にはまとまった休みがありますので、そういった時間に飛騨市においてもゼミ講習で来られるとか、その間で地域を回っていただいて自分の先行する学問で何か地域に貢献ができないかというところで、地域課題解決型といいますとフィールドワークで実地調査でどんな課題があるのかと市を見て回る必要があるかと思うんですけれども、飛騨市内の多くの学生が多方面に進学されておりますので、そういった学生を夏季休業中だとかまとまった休みにゼミ活動で戻って来た際に、フィールドワークとして学んでもらえるような場を提供するために何か支援ができないのかなと思いますし、今の年額25万円は奨学金とは違いますけど、その25万円分アルバイトだとかをせずに学問を続けられるわけなんですけれども、今学費の高騰で余分に勉強の時間を削って、学問と生活を両立しないといけないというところも出てきますので、こういった支援は本当に非常にありがたいなと思っているんですが、今の実績2名の利用者がある中でなかなか飛騨市に定着される確実な見込みがないという中で、そういった支援があれば在学中に飛騨市に戻ってこようかなという学生も発想のスタートとしてはあるかと思えます。

市としては課題解決型のカリキュラムを実践していただいて、その後飛騨市に戻ってきて活躍していただくという発想はあるかと思うんですけど、対象大学を広げてそれぞれの大学で学んだ学生が戻ってきたいと思えるような支援制度になればなと思うんですが、現状は大正大学と岐阜大学の2校に絞られているということですので、今後、連携を含まずに地域活性化人材育成支援事業ということで、前提を取っ払って学生に幅広く在学期間中の支援をしていくという方向は取れないでしょうか。地域活性化支援事業の話なんですけれども、現状の支援事業は入口が狭いということで、飛騨市から外に出て行った学生が飛騨市に戻ってきてその能力を発揮する場がない、できていないという現状があります。というのは飛騨市内に魅力的な企業がなかったり、他の地域で活躍したいというような学生の考えもありますけれども、支援事業を拡充して飛騨市内で働くというような条件つきで支援が受けられるということであれば、学生もそれなら飛騨市内で働いてみよう、地域のために何か力を尽くしたいという学生が増えてくるのではないかなと思う

んですが、現状この事業があまり活用されていないということで、一旦ここで事業の目的というのを緩和して、学生が市内に戻ってきてくれるということ自体が地域の活性化につながることでございますので、要件を下げるというか、そういった方向は取れないでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

この制度の枠組みは現時点では堅持をしていきたいなと私は考えております。しかし、議員がるおっしゃられましたような様々なやり方があるのかもしれない。そういったところは先ほど就職奨励金の話もちょっと出ましたけれども、違う視点から考えられるかもしれません。そこは今から例えば私どもも高校連携の中でいろいろ連携していくわけですけれども、しながらニーズだとか可能性みたいなところを探りながら適切なものができるのであれば考えていきたいと思えます。

○1番（佐藤克成）

この件について最後の質問にしたいと思うんですけども、大学生がフィールドワークで1週間ほど来られるということですが、せっかくですからどういった期間にどういった活動がされるのかというのを市民も含めこれから進学される中学生、高校生にもその活動を知っていただけるとありがたいと思うんです。市内大学はありません。今後どうなるか分かりませんが、自分の時代からやはり大学生という存在は遠い存在でありましたし、せっかく飛騨市をフィールドワークの場として来られるということであれば、今後、大学へ進学される学生にとっても、その大学生というものを知る機会にもなりますし、フィールドワークの場で市民と交流が持てる場はあるかと思うんですけども、実際に中学校や高校にお邪魔して現場を見ていただくという機会を持っていただくということにも価値があると思うので、フィールドワーク期間中の活動内容を見ていただくという機会を確保される見込みがあるのかお聞きしたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

フィールドワークでございますので、やっぱり来てくださった学生は町の中、いろいろお話を聞きに回っていらっしゃいます。時には高校の生徒と話す機会もあるでしょうし、町の方々とお話をする機会も実際にあると思えます。そこでこの地域における課題をすくい上げて、それに対する課題解決策をというところで、その発表会を市民の方々に向けてというところまではまだそんなに広くはできておりませんが、今までも何らかの形でその成果というか提言された内容を広報したりしております。そういったことの取り組みはしておりますので、今後は今議員がおっしゃられたようにもう少し広めにということができるようになるといいのかもしれない。そこは来てくださる学生と会話をしながら検討していきたいと思えます。

○1番（佐藤克成）

では、限られた時間になりましたので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

市役所職員の兼業について2点質問させていただきます。地方公務員の兼業については、公務の能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持等のため、地方公務員法第38条により許可

制が採用されております。昨今、多様で柔軟な働き方へのニーズが高まり、労働力不足を背景に兼業や副業が促進されるようになってきました。飛騨市においても人口減少、労働力人口の減少による影響は大きく、市内の事業者は人手確保が非常に困難になってきており、事業の縮小を余儀なくされる状況にあります。働き手や地域の担い手の確保が喫緊の課題です。公務員は住民の幸福のため、公正に職務を遂行しなければならない立場であるがゆえに兼業に対するハードルがあり、固定概念として兼業は許されないという意識が職員と住民双方に刷り込まれてきた面があるかと思えます。そうした意識を変える時期に来たのではないかと思えます。兼業による弊害を未然に防止しつつ、兼業による地域参画と協働は奨励されるべきと考えます。そこで以下の質問をお伺いします。

1点目、職員の兼業の現状と今後の方向性について。昨日、前川議員の一般質問の中で、市長は公共交通の在り方について、市職員が運転手を務めるなど兼業を一部容認されるような発言がございました。現在、神戸市等幾つかの自治体において社会貢献のため兼業を推進している事例が見られます。飛騨市職員の兼業について許可された数と兼業の内容、今後の方針についてお伺いします。

2点目、許可基準を設定、公表する予定はということで、以上、ご答弁よろしくお願ひします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

職員の兼業につきましてのご質問でございます。2点ありましたが、私からまとめてお答えしたいと思います。

地方公務員の兼業・副業ということですが、ご紹介もいただきましたけども、地方公務員法第38条に「営利企業への従事等の制限」というものがございまして、任命権者の許可を受けなければ従事することができないというふうにされております。これは職員が公務外の事業、例えば営利性のある事業に従事したり、報酬を伴う仕事を行ったりすることで、そっちに関心とか注意が奪われて職務に専念することができなくなる恐れがあるということで、それを防止しようというのが法の趣旨であるわけです。ただ、議員も今おっしゃいましたけども、結構誤解されておまして、一切お金をもらったり、報酬をもらったりすることを公務員はやってはいけないんだと思われているんですが、そうではなくて、許可をもらえばいいということなので、許可制だということをもまずしっかりと認識をしておいていただく必要がある。逆に許可さえいただければ商売をやってもいいし、会社を立ち上げてもいいし、報酬をもらって仕事をやってもいいということなんです。これが、先ほど言ったように意識がもうやってはいけないんだというふうに綿々と思われてきたんですが、この制限をもっと緩やかにしていくべきであるというのがここ近年大変広がってきておるわけでありまして。

私もメンバーでありますけども、「地域に飛び出す公務員を応援する首長連合」というものがございまして、その問題提起に一貫して取り組んでまいりました。この首長連合ですが、現在、代表が長野県の阿部守一知事で、私が代表代行を務めております。知事が2名と44の全国の市区町村長が参加しておまして、公務員が自分の時間を活用して地域に飛び出して社会貢献活動、

地域づくり活動、NPO活動、そうしたことに参画するということを応援しようという団体であるわけです。この活動の根底は、公務員が社会貢献活動とか地域づくり活動に参画するということは、地域住民と思いを共有して、住民目線で行政を推進するということにつながる。住民本位の行政の在り方とか、公務員のミッションの再確認をはじめとして、政策を構築していく上でも大変意義があるということを根底の考え方にしているということでもあります。

公務員の兼業・副業の緩和というものがその一環なわけでありますけれども、その背景としては、この首長連合というのは首長だけではなくて、実際にいろいろな活動をしている公務員の人たちと一緒に活動しているというのが大きな特徴なんですけれども、多くの公務員の皆さんから、地域活動するときに例えばちょっと報酬が発生したり、実費の交通費をもらったりすることがあると。それが公務員はそういうものをやっては駄目なんだということで役所の中で躊躇してしまって、そういう活動がやりにくいという声は実は大変たくさんございます。そうしたことを緩和してこうという背景があります。こうしたことで、平成30年に私たちの首長連合で、副業の「副」には幸福の「福」という字を使ったんですが、「望ましい「公務員の福業」ガイドライン」というものをまとめまして、活動目的が非営利であること、あるいは報酬の金額・性質が適当であること、公務員としての中立公正・品位を保持していることといった考え方をまとめたところがございます。この点につきまして、総務省も今動いてくれておりまして、令和2年1月に「「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する調査（勤務条件等に関する附帯調査）」の結果等について（通知）」というものを発出しております。その中で、許可基準の設定、公表、運用に対して実態把握をするように求めているわけでもあります。

この趣旨の確認を兼ねまして、昨年11月に私が筆頭になって行ったんですが、7人の首長連合のメンバーで総務省の公務員部をお訪ねいたしまして、小池信之部長、そして公務員課長の細田大造さんと面談をいたしまして、公務員の副業・兼業についての意見交換を行ったわけでありませぬ。

この場で総務省からおっしゃったのは、「法令上は単に許可をもらえばよいということになっておるので細かいことは規定しておりませんから、総務省としてもこれを駄目だというつもりはない。」と。各自治体でよいと思うことは許可さえしていただければいいということを強調なさいました。また、「国一律の統一基準を設けることは難しいという分、地域ごとに市民の納得が得られる範囲で判断をしていただければいいんだ。」ということをおっしゃっていただいたわけでございます。

飛騨市の対応はどうかと申し上げますと、令和2年の4月に「職員の兼業に関する規則」というものを制定いたしまして、許可の基準を明確にいたしております。ここでは、「地域の活性化もしくは社会に貢献すること」、あるいは「職員の育成に役立つものと認められること」というものを基本的な考え方といたしまして、これらに当てはまる兼業については原則許可をすることといたしております。職員に対しましては、この制度を有効かつ有意義に活用してほしいということをお呼びかけておるところでございます。

これにより許可された件数ですが、令和2年度は290件、令和3年度が182件、令和4年度が132件、令和5年度157件となっております。この中には消防団も入るものですから、主な兼業内容は消防団・山岳救助隊への参加というのが最も多いわけですが、そのほかにも農業とかスポーツ

の指導員、珍しい事例としては乗り合いタクシーの運転手、これが昨日前川議員の質問の最後に申し上げたんですが、現実に既に事例がございまして、乗り合いタクシーの運転手をやっておる職員もございまして。また、NPO法人の理事、そして講演・執筆で謝金とか講師料もらうということになるわけでありまして、こうしたことも事例として既にあるわけでありまして。この公表につきましては、毎年9月に発行される広報ひだに職員のサービスの状況というのが出てまいりますので、ここに許可件数と主な許可内容を掲載して公表させていただいているということでありまして。現在、あらゆる分野で人手が不足しておりまして、今後この状況はさらに悪化していくということが予想される中では、市の職員が公務外の時間を使って一定の報酬を得て、地域課題の解決のために資する活動をしていくということはますます求められるようになるだろうと考えております。

こうした見通しも踏まえまして、全体の奉仕者という公務員の本質、また、公務の信用を傷つけないという社会貢献活動であるということ。それから何といたっても適正な勤務時間とか健康管理、これとのバランスを取ることを徹底するというポイントを踏まえながら、この兼業については推進・促進をしてまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

正午を過ぎましたが、引き続き進めさせていただきます。

○1番（佐藤克成）

飛騨市では令和2年において市職員の副業についてのルールが明確化されているということで、知らなかったんですけども、いまだに市民の方は市職員というのが副業しているのかどうかの実態はそこまで見えてないかと思えます。広報ひだにおいても市職員の副業状況について公表されているということなんですけれども、今は様々なところで人手不足が言われておりまして、もし市職員の方で余力があれば従業員としてパートタイムでも使ってみたいというような事業者はたくさんいると思うんですけども、なかなか市職員に対して事業者から声がけというのはしづらい部分があるかと思えます。ましてや市が副業についてのルールが明確化されているかというところも全事業者、住民に周知がされてないかと思えます。ましてや近所の目があったり、あの市職員はこんな活動をしているとかまだまだ理解がされてないところで動きづらい部分もあるかと思えます。令和2年に既にルール化されているということがありますので、改めて全住民に対して副業がこういったルールの中で認められているということを周知徹底していただきたいと思いますが、改めて周知徹底される予定があるかお伺いできますでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

店が忙しいので手伝ってくれみたいな話を想定しているわけでは決してなくて、先ほど申し上げたように地域の活性化とか、社会に貢献するとか、職員の育成に役立つということはもちろん大前提でということの上になりますけど、特にこれだけ地域課題が出てきており、いろいろな方の手を借りたいというところが出てきております。もちろんその内容もありますし、それから各職員も公務をおろそかにしないといいますが公務に影響を及ぼさないというのが前提ですから、

くたびれ果てて仕事に寝ているというようなことでも具合が悪いわけでありますが、ただ、本当にいろいろな活動があるところは自由にできるんだということは伝えていきたいと思えますし、それからもちろんそういうことをやりたいという職員がおれば、ぜひ使ってやってくださいということを個々にいろいろな方の中で話していくということで普及させていくというのが一番近道ではないかなという気はいたします。

もちろんこうした時代になっているんだよということはいろいろな形で周知をしてみたいと思えますけど、相対で手伝ってみたいという職員がいるんだというような形の中で、いろいろな地域の中で人手不足で困っているところを補っていくということは大いにやりたいと思えますし、これは正職員だけではなくて会計年度任用職員も地方公務員法が適用になっていますから、これも実は同じです。会計年度任用職員はひょっとするとやりやすいのかもしれないと思えます。時間が短時間の人とかパートの人もありますので、そうした人たちのいろいろな動き方というのも含めてまた工夫をしながら市民の皆さんにきちんと伝えるように努力してみたいと思えます。

○1番（佐藤克成）

やはり市職員が日頃市民サービスを提供する中で、市内の課題だとかを把握されている中で、もし可能であれば自分がこういうところで活躍できる、力を貸せるということに気づいて積極的に市職員が動けるような状況になっていけば市内の課題解決にもつながっていくのではないかなということで、むしろ市職員に対して副業が改めてこういった形で認められているから、各自もし気づいた点、動いてみたいようなことがあれば積極的にその後押しをするということを進めていくことになるかと思えます。

では、以上で私の一般質問は終了させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

〔1番 佐藤克成 着席〕